

■ 4条1項11号

不服 2018-13486

<本願商標>

「詩音」(標準文字)


第15類「バイオリン」

※上記は補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：

第15類「楽器」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「詩音」の漢字を標準文字で表してなるものであるところ、該文字は一般の辞書に記載されている熟語とはいえ、広く親しまれた語ともいえないものであるから、直ちにその読みが特定できないものであるが、一般に、漢字2字からなる熟語は、2字を共に訓読み又は音読みするのが基本であることからすれば、上記構成文字に相応して「ウタネ」、「ウタオト」又は「シオン」の称呼が生じ得るものと認められる。

また、本願商標は、平易な漢字で「詩音」と表されていることから、当該漢字の有する意味合いを想起させるというのが相当であって、「詩(ウタ)の音」程度の意味合いを認識させるものである。

そうすると、本願商標は、「ウタネ」、「ウタオト」又は「シオン」の称呼が生じ、「詩(ウタ)の音」程度の観念が生じるものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「S i o n」の欧文字を横書きしてなるものであるところ、該文字は「エルサレム市街の丘の名。転じてエルサレムの雅名。」(参照：「広辞苑第六版」株式会社岩波書店)等の意味を有するものであるが、我が国において広く親しまれた語とはいえないものであるから、これに接する取引者、需要者が直ちに上記意味合いを認識するものとはいえず、特定の観念は生じないものであり、また、その読みについては、ローマ字風の読み又は英語風の読みにより「シオン」又は「サイオン」の称呼が生じるものである。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「シオン」又は「サイオン」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標の外観を比較すると、漢字か欧文字かの相違及び構成文字数の相違によって明らかに異なることから、外観において明確に区別することができる。

また、本願商標から生じる「ウタネ」、「ウタオト」又は「シオン」の称呼と、引用商標から生じる「シオン」又は「サイオン」の称呼について比較すると、互いに「シオン」の称呼を共通にする場合と、構成音や構成音数の明らかな違いにより容易に聴別できる場合があるといえる。

さらに、本願商標は「詩(ウタ)の音」程度の観念が生じるものであるのに対し、引用商標は特定の観念は生じないものであるから、観念において相紛れることはない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、共に複数生じる称呼のうち1つを共通にする場合があるとしても、外観において明確に区別することができ、観念においても相紛れるおそれがあるとはいえないことから、その外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、商品の出所について混同を生ずるおそれはない非類似の商標と判断するのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、その指定商品と引用商標の指定商品とを比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「詩音」と、引用商標「S i o n」は、共に複数生じる称呼のうち1つを共通にする場合があるとしても、外観において明確に区別することができ、観念においても相紛れるおそれがあるとはいえないことから、その外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、商品の出所について混同を生ずるおそれはない非類似の商標と判断するのが相当である、と判断されました。

審決では、「詩音」が広く親しまれた語ともいえず、直ちにその読みが特定できないものとして、これより「ウタネ」、「ウタオト」又は「シオン」の称呼が生じ得るとしていますが、はたして「詩」の漢字を見て、一般の需要者が直ちに「ウタ」と読むかは疑問です。

指定商品が楽器であることから、たしかに「詩」を「ウタ」と読む需要者も他の商品分野に比べれば多いかもしれませんが、それでもやはり「シオン」がもっとも自然な称呼ではないでしょうか。

ただ、「詩音」から「シオン」の称呼しか生じないとされたとしても、外観や観念の差異を踏まえて総合的に考察すれば非類似という結論は、審決においてはおそらく変わらないであろうと考えられます。もっとも、「詩音」から「詩（ウタ）の音」の観念が生じるという点は、どうかとも思いますが・・・。

本審決における判断の考え方に基つけば、当然、「詩音」と「紫苑」も非類似と判断されそうです。それでは、「紫苑商標特許事務所」を商標登録していて（※実際にしています）、後から「詩音商標特許事務所」を第三者が出願した場合、同様に非類似として登録が認められてしまうのでしょうか。

さすがに当事者としては、それはそれで困ると言わざるを得ません。そう考えると、近年の商標審決の傾向は、やはり少し判断が甘すぎるようにも思います。

ところで、仮に本願商標の「詩音」が「シオン」と読むのであれば、指定商品であるバイオリンの本体やケースなどのどこかに、欧文字で「S i o n」（または「S h i o n」）と、取引上、表記せざるを得ない場合もあるのではないのでしょうか。しかし、それは引用商標との関係でできないと考えた方が良さそうです。

そうであれば、審判請求までして頑張って商標登録ができたとしても、結局は、実質的に「使いにくい商標」になってしまうのではないかと心配であります。

（弁理士 永露 祥生）

< 2019年10月17日 >